

令和5年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

報告内容

令和5年11月10日(金)に開催した第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の内容について報告します。

1 日 時

令和5年11月10日(金) 午前10時から11時まで

2 場 所

港区立教育センター 4階 研修室1・2

3 出席者

港 区 港区教育委員会	教育長(会長)	浦田 幹男
	総務部長(副会長) 代理	江村 信行
	学校教育部長(副会長)	吉野 達雄
	子ども若者支援課長	矢ノ目 真展
	子ども家庭支援センター所長	石原 輝章
	人権・男女平等参画担当課長	藤咲 絢介
	教育指導担当課長	篠崎 玲子
学 校	区立小学校長会副会長(御田小学校長)	齋藤 恵
	区立中学校長会副会長(お台場学園港陽中学校長)	大島 一浩
学識経験者	明治学院大学 教授	小野 昌彦
医 学	医師	武石 恭一
心 理	教育センター相談員 代理	関口 勢津子
福 祉	スクールソーシャルワーカー	淵上 規后子
法 律	学校法律相談弁護士 代理	石黒 清一郎
警 察	愛宕警察署生活安全課長	佐藤 淳也
	三田警察署生活安全課長 代理	石川 美和
	高輪警察署生活安全課長	近 将
	麻布警察署生活安全課長	金子 貴士
	赤坂警察署生活安全課長	安藝 紀男
	東京湾岸警察署生活安全課長	清水 義和

【オブザーバー】

港 区 港区教育委員会	教育長職務代理者	田谷 克裕
	教育委員	山内 慶太
	教育委員	寺原 真希子
	高輪地区総合支所副総合支所長兼管理課長	小野口 敬一
児童相談所	児童相談課児童福祉係長	小野寺 芳真

4 議 事

- (1) いじめに関する現状について 【資料1】
- (2) 学校で起きたいじめの事例について 【資料2】
- (3) 2学期における学校のいじめへの対応について 【資料3】
- (4) 令和5年度
「子どもの権利」等に関する認知度調査結果（速報値）について 【資料4】

5 意見交換

- (1) 人権・男女平等参画担当課長 藤咲 絢介 委員

当課では、人権記念週間において「講演と映画のつどい」を企画している。子どもの権利というテーマで弁護士による講演を行う。

子どもの権利について認知させていくことは、区の人権政策の中でも重要なテーマと捉えている。子どもの権利について、教育機関だけでなく区民に向けても周知していく必要があると考えている。

- (2) 子ども家庭支援センター所長 石原 輝章 委員

子ども家庭支援センターが対応をしてきた中で、いじめ問題と関係があるケースについて紹介する。小学校3年生の保護者からの相談である。

概要としては、学校でのいじめが原因で学校に行きたくないと言っており、このまま不登校になるのではないかと心配だが、どこに相談したらよいか分からないという相談内容である。

学校は既に問題の解消を図り、子どもは登校できていた。しかし、保護者は子どもや学校の状況が改善していないのではないかと強く不安を感じている様子だった。そこで、子ども家庭支援センターの相談員が学校を訪問し、児童から困り感の聞き取りを行い、保護者や学校にフィードバックを行い支援した。また、教育委員会とも情報共有しながら対応した。指導主事が学校を訪問し、子どもや学級の状況の見取りを行った。その後、保護者へ学級の状況や、子どもの様子を丁寧に伝えたことで、不安がある程度解消された。現在も引き続き対応している。

今回のように、子ども家庭支援センターでは、子どもの声を重視し、子どもが安心して学校に通えるよう、学校や教育委員会と連携強化しながら取り組んでいく必要があると考えている。

(3) 児童相談課 小野寺 芳真 児童福祉係長

児童相談所では家庭に問題を抱えている子どもを中心に対応している。対応したケースを分析すると、家庭環境や子どもの特性に起因して、学校生活を送る上で友人関係など、様々なところで新たな課題が生まれている事例が多く見られた。

今回事務局が取り上げた、学校で起きた児童AとBの事例をミクロな視点で見ると、確かにいじめはなくなったが、マクロな視点で見ると他にも児童Aの特性に関わる問題が残っており、根本的な解決には至っていない。いじめという事象の解消だけではなく、再発防止を考えていく上でも、子どもの特性や家庭の考え方などを踏まえ、改善を図るための包括的な支援が重要になると考える。こうした支援を学校だけで全て行うには限界があるため、児童相談所も含めて、共に支援する体制をより身近に構築していく必要があると考える。

(4) 教育センター 関口 勢津子 相談員

過去に対応した中で、解消が難しいケースについて報告する。学級で周囲の子どもに暴力を振るったり、暴れたりする子どもがいた。この行動を見て、自分がいじめられたらどうしようと不安になり、登校ができなくなってしまったというケースがあった。

また、小学校のときにいじめられたことが、高校生になった今でもフラッシュバックするという相談があり、継続的なケアを必要としているケースもあった。

いじめによる直接の被害にあっていない場合や、いじめられた時点からかなりの時間が経過している場合でも、当該の子どもにとっては、いじめによる心理的なダメージが大きく、いじめ問題の解決の難しさが表れているケースである。

(5) 東京湾岸警察署生活安全課長 清水 義和 委員

警察への相談の中でも、特性のある子どもについての相談件数は増えており、対応できる範囲で応じている。衝動的に手が出てしまう子どもが加害者になることがある。目に余る行為、例えば強い接触であれば、警察として、これは暴行、傷害と捉える。あざができた、怪我をさせたという場合は、加害者、被害者双方を警察に呼んで対応している。

また、目に余る誹謗中傷や名誉毀損に当たるようなことは犯罪になる。学校で認知した時点で、速やかに警察に相談して欲しい。少しでも力になればと考えている。

(6) 明治学院大学教授 小野 昌彦 委員

学校で起きたいじめの事例についてだが、これはいじめを受けた後に、学校に通えない状態になっており、いじめ重大事態の可能性があると思うが、そのような認定は学校等で行ったのか。また、児童Bが出席停止になるのではなく、児童Aが適応指導教室（つばさ）に通う対応をしている。この点はどのような経緯があったのか教えて欲しい。

また、いじめの解決のためには、保護者が主体となって、地域と連携して学校

の中には入っていていくことが重要だと考える。保護者がしっかりといじめという行為を禁止することが一番重要な点である。今回児童B保護者へどのような対応したのか教えてもらいたい。

<回答>

教育指導担当課長 篠崎 玲子 委員

児童Aは学校が好きなので、学校に行くかつばさに行くか自分で決めたいと希望した。また児童A保護者も早々に教育委員会に相談していた。学校が児童Bへしっかりと指導していることを踏まえて、児童A保護者は、深刻な状況だとは捉えていない。児童A保護者としては、児童Aは発達上の特性もあるので、学校や適応指導教室で柔軟に対応して欲しいとの要望だった。

児童B保護者に対しては、児童Bを指導していく中で、児童Bのいじめにより、児童Aがどのような状態になったかを学校からしっかり伝えた。児童B保護者がいじめの状況をよく理解した上で、謝罪の会を開き、児童B保護者が児童A保護者へ謝罪を行った。

(7) 学校法律相談弁護士 石黒 清一郎 弁護士

事務局が取り上げた事案はいじめには該当するが、直ちに重大事態という判断はできない事案と考える。学校の対応として、すぐに校内のいじめ対策委員会を開き、組織的に対応している。この対応は法的に適切であったと考える。また、学校がきめ細かい指導をして、最終的に和解が成立しているということで、解決方法としては非常に理想的だったと言える。

今後の児童Aと児童Bをどのように指導していくのか教えて欲しい。

<回答>

教育指導担当課長 篠崎 玲子 委員

児童A保護者と児童B保護者の了解の下に、当面グループ活動では同じグループにならないよう配慮を行っている。児童Aは元来児童Bが嫌いというわけではないため、自ら近寄り、話をすることもある。しかしながら、再びトラブルとなることがないように、担任をはじめとした教員が、組織的に児童A、児童Bを注意深く見守り、保護者にも様子を報告している。

(8) 医師 武石 恭一 委員

事務局の取り上げた事例の児童Aは、発達に偏りがある子どもと考えられる。今までの経験からすると、こうした事例は、いじめとして取り上げられずに児童Aに課題があるからと言われてしまうことが多い。これをしっかりと一つの保護者と子どもの悩みとして学校側が取り上げたということは非常に大きいと考える。

発達に偏りのある子どもが教室に複数いることは、珍しいことでなくなっている。今回のように、保護者や子どもの悩みに寄り添った支援が今後必要になってくる。

(9) 明治学院大学教授 小野 昌彦 委員

事務局の取り上げた事例の児童Aは、現在まだ不安が収まらないという状況である。対応のPDCAサイクルの観点から見て、現在の対応方法では、結果が思わしくないという否定的な見解があってもよいと考える。

繰り返しになるが、世界的に効果があるとされてるいじめ対応のプログラムでは、保護者が主体となって地域と連携し、学校の中に入っていき、いじめは絶対に許されない行為だということを見童・生徒に示し、対応している。

関係機関と連携した相談体制は重要であるが、日常のいじめを止めない限りは根本的な解決にはならない。誰が悪いということではなく、保護者が行為としてのいじめを捉え、しっかりと指導し、その上で和解することが一番のポイントになると考える。

いじめに関する現状について

1 「ふれあい月間」(令和5年6月)のいじめ調査結果

令和5年6月1日(木)から6月30日(金)の「ふれあい月間」のいじめ調査において、いじめの認知件数等について以下のような結果がでました。

【いじめと認知した件数】 133件

校種	令和5年7月1日現在	
小学校	129件	1年生 27件(解消20件、指導中7件)
		2年生 20件(解消13件、指導中7件)
		3年生 27件(解消17件、指導中10件)
		4年生 24件(解消9件、指導中15件)
		5年生 17件(解消4件、指導中13件)
		6年生 14件(解消6件、指導中8件)
中学校	4件	1年生 2件(解消1件、指導中1件)
		2年生 1件(解消0件、指導中1件)
		3年生 1件(解消0件、指導中1件)

※認知件数全
133件の
うち、70件
は解消
※指導中63
件は指導後
の経過観察
を含む

【発覚のきっかけ】 認知件数133件中

発覚のきっかけ	小学校	中学校
保護者からの訴え	37件	1件
本人による報告(アンケート含む)	42件	1件
他の児童・生徒情報(アンケート含む)	4件	0件
担任・その他教員等による発見	46件	2件

【様 態】 ※複数回答あり

様 態	小学校	中学校
悪口や嫌なことを言われる(からかい、ちょっかいを含む)	96件	3件
仲間はずれ、無視	14件	1件
軽い接触	27件	1件
強い接触	22件	2件
金品のたかり	2件	0件
物品へのいたずら	13件	2件
嫌なことを強要	5件	1件
ネット関連でのいたずら	2件	0件
その他	0件	0件

2 令和4年度の港区におけるいじめ調査の結果

港区が独自に実施した「令和4年度いじめ・不登校調査」の結果について報告します。
 なお、調査は「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）を参考にしています。

(1) いじめ調査の結果について

	小学校						中学校					
	港区			全国			港区			全国		
	全児童数	件数	発生率 (%)	全児童数	件数	発生率 (%)	全生徒数	件数	発生率 (%)	全生徒数	件数	発生率 (%)
平成20年度	6,105	17	0.27	7,121,781	40,807	0.57	1,688	10	0.59	3,603,220	36,795	1.02
平成21年度	6,184	21	0.33	7,063,606	34,766	0.49	1,688	9	0.53	3,612,747	32,111	0.89
平成22年度	6,373	15	0.23	6,993,376	36,909	0.53	1,693	17	1.00	3,572,652	33,323	0.93
平成23年度	6,496	17	0.26	6,887,292	33,124	0.48	1,743	6	0.34	3,589,774	30,749	0.86
平成24年度	6,586	24	0.36	6,764,619	117,384	1.74	1,830	9	0.49	3,569,010	63,634	1.78
平成25年度	6,803	23	0.33	6,676,920	118,748	1.78	1,863	13	0.69	3,552,455	55,248	1.56
平成26年度	7,224	12	0.16	6,600,006	122,734	1.86	1,897	16	0.84	3,520,730	52,971	1.50
平成27年度	7,615	20	0.26	6,543,104	151,692	2.32	1,847	12	0.63	3,481,839	59,502	1.70
平成28年度	8,014	18	0.22	6,491,834	237,256	3.65	1,874	6	0.32	3,426,962	71,309	2.08
平成29年度	8,603	31	0.36	6,463,416	317,121	4.91	1,973	9	0.45	3,357,435	80,424	2.40
平成30年度	9,116	42	0.46	6,451,187	425,844	6.60	1,991	21	1.05	3,279,186	97,704	2.98
令和元年度	9,423	65	0.68	6,395,842	484,545	7.58	2,003	19	0.94	3,248,093	102,738	3.16
令和2年度	9,836	49	0.49	6,333,716	420,897	6.65	2,053	7	0.34	3,244,958	80,877	2.49
令和3年度	10,161	77	0.76	6,262,256	500,562	7.99	2,180	7	0.32	3,266,896	97,937	3.00
令和4年度	10,334	183	1.77	6,196,688	551,944	8.90	2,193	17	0.77	3,245,395	111,404	3.43

[注]発生率(%) = (認知件数/全児童生徒数) × 100 により算出

[注]港区データは港区独自の調査の結果より抜粋

[注]全国データは「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）の結果より抜粋

※小・中学校のいじめの認知件数は200件（前年度84件）となり、前年度に比べ116件増加しました。増加の要因として、次の3点が考えられます。

- ① 各学校が保護者に対していじめの対応等を丁寧に周知したことで、保護者からの報告が増加した。
- ② 教育委員会は学校へいじめの積極的な認知を働きかけるとともに、特に小学校において、教職員に対していじめ問題についての研修を積極的に行ったことで、教員の子どもの様子を見取る力（いじめの認知力）が向上した。
- ③ 小学校において、学習規律を維持することができず、学級経営が困難となった学校が発生した。

(2) いじめ調査結果の内訳

① 学年ごとの発生件数

	小学校				中学校			
	港区			全国	港区			全国
	全児童数	件数	発生率 (%)	件数	全生徒数	件数	発生率 (%)	件数
1年生	1,874	36	1.92	104,052	725	4	0.55	57,852
2年生	1,849	34	1.83	109,989	740	8	1.08	35,500
3年生	1,706	26	1.52	104,438	728	5	0.68	18,052
4年生	1,719	26	1.72	93,620				
5年生	1,608	30	1.86	79,609				
6年生	1,588	31	1.95	60,236				
合計	10,334	183	1.77	551,944	2,193	17	0.77	111,404

[注]発生率 (%) = (認知件数 / 全児童生徒数) × 100 により算出

② 発覚のきっかけ

	小学校				中学校			
	港区		全国		港区		全国	
	件数		件数		件数		件数	
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4
本人による報告 (アンケートを含む)	25	59	81,981	95,334	1	3	25,828	30,338
保護者等からの訴え	32	92	51,451	62,850	2	1	12,737	15,875
担任等による発見	16	26	345,280	367,998	4	8	52,117	56,762
他の児童・生徒情報等	3	6	14,850	17,561	0	5	5,210	6,080

③ 様 態 ※複数回答あり

	小学校				中学校			
	港区		全国		港区		全国	
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4
悪口や嫌なことを 言われる (からかい、ちよっかいを含む)	63	132	285,375	311,405	6	11	60,960	69,053
仲間はずれ、無視	17	34	61,904	67,196	0	4	9,400	10,027
軽い接触	21	54	125,309	141,703	0	3	14,039	15,913
強い接触	11	20	31,582	37,370	1	1	4,824	6,181
金品のたかり	1	5	4,452	4,880	1	1	856	986
物品へのいたづら	7	21	25,692	30,543	0	0	4,881	5,524
嫌なことを強要	2	11	48,184	57,057	0	1	7,927	9,439
ネット関連でのいたづら	3	4	9,454	9,690	2	4	9,783	11,404
その他	0	1	22,290	25,351	0	0	3,421	3,931

④ 「認知件数」と「解消しているものの割合」

	小学校				中学校			
	港区		全国		港区		全国	
	認知件数	解消しているもの割合	認知件数	解消しているもの割合	認知件数	解消しているもの割合	認知件数	解消しているもの割合
令和4年度	183	53.5%	551,944	72.9%	17	88.2%	111,404	69.5%

(令和5年3月31日現在)

※いじめの解消については、次の2つの条件を満たしていることを含め、学校いじめ対策委員会が子どもの状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

- ・ いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とすること。
- ・ 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童・生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

学校で起きたいじめの事例について

1 被害児童に発達上の特性があり、解消に至るまでが難しい事例

(1)【概要】

7月14日（金）、被害児童（児童A）保護者より、「子どもをしばらく休ませる」との連絡が学校に入った。事情を聞くと児童Aは、加害児童（児童B）に帽子を取られるなどの嫌がらせを受けており、学校に行きたくないとのことであった。

学校は本件について、校内いじめ対策委員会の方針に基づき指導を行い、解決を図った。しかし、児童Aは他人との心理的な距離感をつかむことを苦手としており、引き続きいじめ被害を感じていることから、解消に時間がかかっている。

(2)【関係児童】

- ・被害児童…小学6年生 男子児童1名（以下、児童A）

※本児は他人との心理的な距離感をつかむことを苦手としており、相手が嫌がることを言ったり、やり過ぎたりしてしまうことがあり、これまでに他の児童ともトラブルになることが度々あった。

- ・加害児童…小学6年生 男子児童1名（以下、児童B）

(3)【経緯】

①学校が認知したいじめの内容等

7月14日（金）	<p>児童A保護者からの訴えについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝、児童Aの保護者からプリント配信Webサービスをとおして「子どもをしばらく休ませる」という連絡が入っていた。理由を聞くために、養護教諭が保護者に連絡をした。 ・ 聞き取りの結果、児童Aは、<u>児童Bに帽子を取られるなどの行為が原因で、学校に行きたくないと言っていることが判明した。また、児童Bとは度々トラブルになっており、その都度担任が指導し、その場は収まるが根本的な解決になっていない</u>と訴えた。 <p>児童Bへの聞き取りについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学年主任が児童Bに聞き取りを行ったところ、児童Bは次の2点を認めた。 <p><u>①13日（木）の放課後に、公園で児童Bが児童Aの帽子とビニールバットを取ったこと。</u></p>
----------	--

	<p><u>②同日、児童Bが児童Aの帽子のゴムにストローのごみをくくりつけ、木の枝に向けて投げたこと。</u></p> <p>学校の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学年主任の報告に基づき、校内いじめ対策委員会を開き、対策委員会において本件をいじめと認知した。 ・ 学年主任が児童Bに対して、「児童Aは今回の件で不安な気持ちを抱き欠席している」ことを伝え、あわせて、いじめは絶対にしてはならないという指導を行った。
--	--

②いじめ認知後の学校の対応

<p>7月18日（火） 放課後</p>	<p>児童A保護者からの聞き取りについて</p> <p>○担任が児童A保護者と面談を行った。 （面談内容：児童A保護者の主な発言）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童Aは今回のいじめを端緒として不安を感じ欠席している。</u> ・ 今は安心して登校することができないので、適応指導教室（つばさ）に通わせたい。
<p>7月20日（木） 放課後</p>	<p>児童A・児童A保護者からの訴えについて</p> <p>○管理職と担任が、児童A及び児童A保護者へ聞き取りを行った。 （面談内容：児童Aの主な発言）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教室に児童Bがいることを考えると、<u>安心して登校できない。</u>適応指導教室（つばさ）を見学してきたが、静かで落ち着いて安心できるのでそちらに通いたい。たまに学校に来て課題を提出したり、プリントもらったりする方法にしたい。 <p>（面談内容：児童A保護者の主な発言）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 謝罪に来た際、児童B保護者はその場に児童Bを連れてこなかった。また、その後の児童Bの様子から、<u>状況が改善されることは期待できない</u>と考えている。児童Aが学校での生活について心配していることを踏まえると、学校には登校せず、適応指導教室（つばさ）に通うほうがよいと考えている。 ・ 児童Aの家庭での状態は、また何かされるかもしれないと不安になっている。児童Bの名前が聞こえてくると、「自分の悪口を言ってるに違いない」と感じたり、物が見当たらない状態になったら、児童Bに「盗られた、隠された」と思ったりしてしまうので、学校に行きたくないと言うほど、心理的に追い詰められている。

	<p><u>校内いじめ対策委員会での対応について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内いじめ対策委員会（第2回）を開催し、児童Aへの支援方針、児童Bへの指導方針を検討し、次のように定めた。 ①<u>児童Aが学級等で安心して過ごせる体制を構築する。</u> ②<u>児童Bに再度いじめが許されないことであることを指導した上で、児童Aへ謝罪の場を設ける。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長は夕方職員の打ち合わせ時に、校内のすべての教職員に対して、現状及び今後の対応について周知した。 ・ 教務主任は、学級における複数指導体制を明確にするために、教員配置計画を作成した。
<p>7月21日（金） （夏季休業日）</p>	<p><u>児童Bへの学校の対応について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季休業中であったが、2学期からの児童Aの安心な学校生活を担保するため、校内いじめ対策委員会の方針に基づき、児童B保護者への連絡と児童Bへの指導を行うこととし、保護者に了承を得たうえで、児童Bを学校に呼んだ。 ・ 管理職、担任、学年主任が児童Bへ再度の聞き取りを行い、なぜ児童Aに対していじめを行ってしまったのか確認した。また、いじめは絶対に許されない行為であること、今後どうしていくかについて指導した。 ・ 児童Bは、<u>児童Aにやめるように訴えても、給食中に後ろを向いて話しかけてきたり、自分が嫌なことを度々言ってきたりしたので、いじめるようになってしまったと話した。</u> ・ 現在は反省しており、わだかまりがないように、児童Aに謝りたいと考えている、とのことであった。
<p>7月24日（月）</p>	<p><u>児童Aと児童Bの話し合いについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職、担任、児童A保護者、児童B保護者の立ち合いのもと、謝罪の会を開き、児童Bが児童Aに謝罪した。<u>児童Aは謝罪を受け入れ、和解した。</u> ・ 児童B、児童B保護者退席後、管理職、担任から児童A保護者に対して<u>校内における支援体制の説明を行った。</u>校内いじめ対策委員会で示した方針について全教職員が共有しており、担任、学年の教員をはじめ、学校での様子を見守ることを伝えた。
<p>9月1日（金）から</p>	<p><u>児童Aと児童Bへの支援について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童Aは登校することができたが、いじめの解消とするまで、継続して見守る必要がある。

(4) 【現在の状況及び問題点】

- ① 児童Aは登校することができた。しかしながら、児童Aは他人との心理的な距離感をつかむことを苦手としている。そのため、児童Bとの和解後も、児童Bの嫌がることを言ってしまうたり、やってしまうたりということが度々あった。そのことについて、児童Bや周囲の児童から強く指摘されたことから、自分へのいじめは止んでおらず、継続していると感じるようになった。結果的に登校を渋るようになった。校内いじめ対策委員会として、児童A、児童Bの関係改善が進みにくい状況と認識している。
- ② 現在は適応指導教室（つばさ）を活用しているが、元気に通室している。
- ③ 担任が繰り返し面談をするなど、本人の気持ちに寄り添いながら、現在の状況の解消に向けた支援を行っている。

(5) 【本事例から考えるべき学校のいじめ問題への対応】

- ① 児童A保護者からの訴えを受け、すぐに事実確認及び校内いじめ対策委員会を開催したことで、子どもの学びの保障ができた。今後区内の学校で、速やかな事実確認、校内いじめ対策委員会の開催のために、どのような手立てが必要か。
- ② 本件は一旦和解することができたが、児童Aの発達上の特性から、学級の児童との関係に再度心理的不安を覚える状況が発生した。解消に至るまでに継続して支援を行っていく必要がある。児童Aのように発達上の特性がある児童・生徒へのいじめの対応として、どのような支援が有効か。

2学期における学校のいじめへの対応について

1 小学校長会

(1) いじめの「解消」に向けた取組について

(2) ふれあい（いじめ防止強化）月間の取組について

2 中学校長会

(1) いじめの「解消」に向けた取組について

(2) ふれあい（いじめ防止強化）月間の取組について

令和5年11月10日
子ども家庭支援センター

令和5年度「子どもの権利」等に関する認知度調査結果（速報値）について

1 調査の概要

(1) 調査の目的

港区基本計画において、子どもの権利擁護を重視した環境づくりのための活動指標として、「子どもの権利」等に関する認知の実態を把握します。併せて、子どもの権利条約、子どもの相談窓口及びヤングケアラーについて周知・啓発します。

(2) 調査対象者

区立小・中学校在籍の全児童・生徒

令和5年10月1日現在で、児童10,647人、生徒2,285人

(10月24日～26日2校追加回答あり)

※特別支援級は可能な範囲で調査

(3) 調査期間

令和5年10月4日（水）～10月18日（水）

(4) 調査方法

各学校を通じて学習用タブレットで、学級ごとに実施

(5) 回答人数（令和5年11月6日現在）

小学校 9,031人（回収率：84.8%）

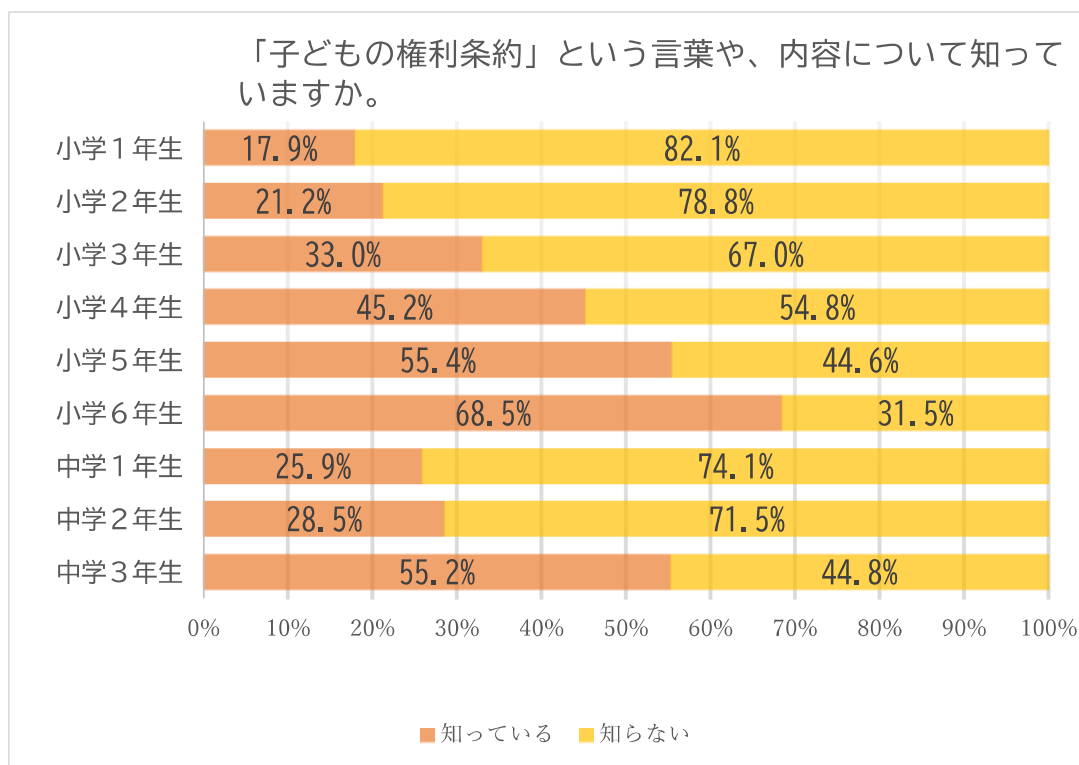
中学校 2,007人（回収率：87.8%）

（小中学校からの確認票と照合し、有効回答の人数となっています。）

2 調査結果（速報値）

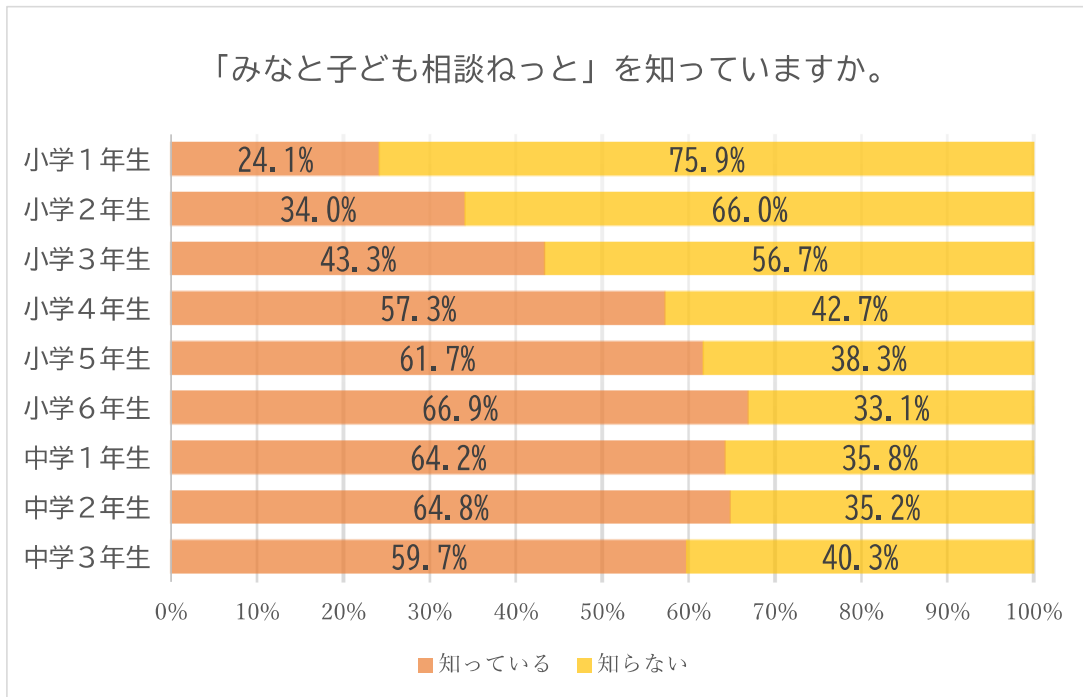
(1) 子ども向け啓発パンフレット「知っておきたいじぶんたちの権利のこと」について

「子どもの権利（中学生には「子どもの権利条約」）」という言葉や、内容について聞いたことがありますか。



(2) 「みなと子ども相談ねっと」について

インターネットがつながるスマートフォンや携帯電話、パソコンで相談できる「みなと子ども相談ねっと」を知っていますか。



(3) 「ヤングケアラー」について

「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか。

